

第2回 組織・制度ワーキング・グループ 議事要旨

1 日時 令和6年5月8日（水）16：00～18：13

2 場所 8号館8階府議室

3 出席者

（構成員）五十嵐主査、小幡委員、佐々木委員、瀧澤委員、
永里委員、原田委員、藤川委員、宝野委員

（内閣府）大塚内閣府審議官、笹川大臣官房総合政策推進室室長、
原大臣官房総合政策推進室副室長、
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）日比谷副会長、神田第二部部長、大久保第一部副部長、
小林アドバイザー、相川事務局長

[ヒアリング]

（総務省）佐藤行政管理局管理官、谷口行政管理局管理官

4 議事要旨

○五十嵐主査 定刻になりましたので、第2回「組織・制度ワーキング・グループ」を開会します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

また、日本学術会議の先生方におかれましても、御多忙のところ、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について報告いたします。

本日、欠席委員はございません。

オンラインにて御出席いただいている委員は、佐々木委員、瀧澤委員、原田委員でございます。よろしくお願いいたします。なお、佐々木委員は用務のため、途中で御退席される予定です。

オンラインにて御参加いただく委員におかれましては、御発言の際はWebexの

挙手機能により挙手をお願いいたします。

また、日本学術会議から、日比谷副会長をはじめ先生方及び質疑対応として日本学術会議事務局長に御出席いただいております。

それでは、早速、議題に入ります。

まずは、議題1といたしまして、海外アカデミーについて、学術会議より説明をお願いいたします。

○日比谷副会長 今日もよろしくお願いいたします。

この説明に入る前に一言お願いしたいことがございますが、よろしいでしょうか。

○五十嵐主査 どうぞ。

○日比谷副会長 配付されております資料6で「これまでの主な御意見等」というものがございます。私どもも拝見したところなのですが、学術会議から表明している意見もここで書いていただけるのかというのが、これは質問でございます。

それから、各委員の御発言、いろいろなことをおっしゃっているので、どのように取捨選択していくかについてお考えを伺えればということと、事実認識で少しこちらで確認していることもあって、今日は時間もありませんから申し上げますが、追ってお知らせをして御相談をした上で、これは毎回更新されていくのですね。ですから、更新版で、これはこれで結構ですので、少し御相談ができればと思います。よろしくお願いいたします。

○五十嵐主査 分かりました。

笹川室長。

○笹川室長 基本的には昨年の懇談会と同様の取り扱いを考えています。御指摘の点も踏まえて相談させていただきたいと思います。

○日比谷副会長 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入ります。

本日は、最初に海外のアカデミーについてお話をしたいと思います。前回学術会議の目的や機能を御説明する際に、その参照の対象として米英独仏の海外のナショナル・アカデミーについてお話をしたところですが、本日は改めて新しい情報も加えて、そもそもナショナル・アカデミーとは何であるかをお話ししたいと思います。

次、お願いします。学術会議では、令和5年に「各国アカデミー調査」という資料を作成しております。参考資料に入っております。次のスライドでお見せしますが、古いものになりますと1600年代初めにできたというようなことで、歴史的な経緯も大変に異なりますので、そこに起因する多様性、また、前回もお話しした機能・役割による多様性から大きく3つに分類をしておりますけれど

も、今日は令和5年5月に出しました調査に基づき、米英独仏を中心に御説明いたします。

次、お願いします。この資料は大変に字が細かいので、後でゆっくり見ていただければと思いますが、欧州モデルと後発国モデルの間ぐらいのところに米国がございます。後ほど御説明しますけれども、米国は大変に特殊なところがございますので、黄色でハイライトしてあります。

次、お願いします。こちらは前回お見せした資料と同じなのですが、追記をしております、それが特殊と申し上げましたアメリカの調査・研究のところ、○の下に（NRCが中心的に担当）と加えてあります。このNRC、ナショナル・リサーチ・カウンシルというのは、アメリカのナショナル・アカデミー・オブ・サイエンスの実働部隊とでもいうものでして、相当の研究力を持っています。科学的な助言を作成する際に、このNRCのスタッフを集め、アカデミーがプロデュースをしているという構造になっております。

次、お願いします。これは前回科学的助言以外は御説明しませんでした、米英独仏と日本の共通点として、一つは、シンポジウムやワークショップなどを通じて普及・啓発活動をしています。それから、国際会議やGサイエンス学術会議等での活動で国際活動もしております。

次、お願いします。これは前回お話ししたことですけれども、科学的な助言の作成に政府は介入しないというのが基本的な認識になっています。

次、お願いします。これは前回入れなかったものなのですが、科学は政府が政策を策定するときに考慮すべき証拠はたくさんあると思いますけれども、その一部であって、政策は科学のみで決まるわけではありません。ですから、政府はアカデミーの科学的助言に拘束されない、つまり、履行する義務がない、この点も各国共通です。

次、お願いします。会員選考に政府は介入しない、これは前回御説明したとおりです。

次、お願いします。ここも前回お示したとおりですけれども、各国で予算規模も全然違いますし、組織形態も異なりますけれども、組織形態にかかわらず、割合はそれぞれですけれども、公的な資金が投入されています。

次、お願いします。これは前回お見せしたものののですが、追記がございまして、一番上のところに職員数を追記しております。これはそれぞれのアカデミーがどのような機能を担っているかとセットになっておりますので、絶対数を問題にすることは意味がありませんけれども、博士号取得者をそれなりに持っていることにぜひ御注目いただければと思います。

ナショナル・アカデミーは、政権ですとか、政治的、社会的、宗教的な勢力から独立性を保ちつつ、科学的な見地から問題を発見し、その解決法を提示する

という機能を持っていて、それを十分に発揮するために、お金は出すけれども口は出さないというのが基本的な認識で、下にありますけれども、調査の限りでは、組織形態にかかわらず、財務に関する監査以外の国の関与はございません。このことは4国アカデミーでしっかりと貫かれている姿勢と思います。アメリカのところで「NRCが戦略計画を初めて策定」と書いてありますが、この戦略計画につきましては、後ほど別のスライドで御説明いたします。

次、お願いします。そう申しましたが、政府が計画や評価に関与している国もあります。それは調査の限りでは中国とロシアです。中国科学院は、党組会議がそこに書いてありますもの、主要な事項を決定しています。ロシア科学アカデミーは、財政・経済活動計画をロシア連邦政府が承認するとなっています。この情報、「各国アカデミー調査」のURLをつけてありますので、もっとほかのことも書いてあるのですが、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

次、お願いします。ここで全米科学アカデミーの先ほどの戦略計画についてお話をします。これを御覧になると、これは目次を引っ張ってきまして、本物はウェブで公開されておりますので、これもURLを見ていただければいいと思うのですが、予算規模は約600億ですが、12～13ページものです。計画に書かれていることは、ビジョン、目標や基本方針です。学術の自由な発想を生かして、柔軟性・即応性を確保できるような内容になっていると私どもは分析しております。

次、お願いします。一部抜粋したのですが、このような写真などがついていまして、これはミッションステートメントですが、大変に分かりやすく、また、見やすいつくりになっております。

次、お願いします。先ほどアメリカは大変に特殊だと申しましたので、この後、2つのスライドでアメリカのNASについて少し御説明いたします。左側、日本学術会議法ですが、右側はNASのウェブサイトから取りましたけれども、どのようなビジョンを持ち、ミッションがあり、核となっている価値は何か書かれていまして、独立性・客観性といったことが、赤字にしてありますけれども、うたわれています。

次、お願いします。そもそもアメリカのナショナル・アカデミーは南北戦争のときにできたものです。先ほどお話ししましたNRCは、こちらは第一次世界大戦後にできたものです。大統領令によってつくられています。これを御覧になりますと、極めて米国的といいますか、特徴がよく表れていると思いますけれども、（a）に国防の強化という表現が出てきます。また、（d）では国防総省への言及があったり、（e）では国防に関連する軍事的・産業的問題の重要性といったくだりがありまして、極めてアメリカらしい特徴が出ているかと考えているところです。

日本学術会議は、これらの世界のナショナル・アカデミーとともに、様々な議論に国の代表として参加してきましたし、これからもそうしていきたいと考えておりますので、各国アカデミーに比して、それぞれ機能も違いますから、全て同じというわけではありませんけれども、アカデミーとして持つべき要件をしっかり備えた制度の設計をぜひ御議論いただきたいと思います。

御説明は以上で、ここで質疑応答をお受けするのですね。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

この後に全体の質疑応答の時間を設けていますけれども、せっかくの機会ですので、何か御質問あるいは確認しておきたいところがありましたらお願いします。

では、どなたか。例えばこのところはどうなのでしょうかという話、御質問がございましたら、どうぞ。

瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 どうもありがとうございます。

6 ページに、活動の独立性・政治的中立性が確保されていることがナショナル・アカデミーの核心ということで、そこは分かったのですが、外からの政治圧力のようなものは受けないということだと思うのですが、逆にアカデミーの中に属する個人の思想・信条の自由は保障されているのでしょうか、それにもかかわらず政治的中立性などはどのようにして確保できているのか、あるいは自浄作用的なものです。前回もありましたけれども、そういったもののガバナンス、どのようにそれを保ってやられているのかを、より突っ込んだ内容で実質的な運用がどうなっているのかをより詳しく知りたいと思っています。もう一つの会員選考のワーキングで、海外のアカデミーに会員選考のやり方を具体的に質問して調査する機会があるように伺っていますけれども、そのときの機会にでも実際上のことをもっと詳しく知りたいです。具体的にどのような質問事項が必要なのかはブレイクダウンして考える必要はあると思いますが。

以上です。よろしくお願いいたします。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

では、学術会議から、小林先生、お願いします。

○小林アドバイザー 私、学術会議アドバイザーをしております小林と申します。

25期、前期は会員でしたが、もう任期は終わりましたので、まだアドバイザーをしております。

海外のアカデミーの状況に関しては、日本国内で議論する際に、極めて正確な情報に基づいて、あるいは非常に偏った情報や経験だけで語るということ

が繰り返されてきておりました。そこで、内閣府がお調べになったデータやウェブサイトのデータ、そういうものを網羅する形で、まず、基本的に世界のアカデミーはどういうものであるのかをまとめましょうと。その上で建設的な議論をしないと、どこかの一部の認識だけで議論するのは極めて不健全だと思っておりました。私自身は別にアカデミーの研究者でもありません。私は科学哲学者であり、科学技術社会論を専門としている人間ですが、私なりにいろいろと調べました。それが先ほどから言及されている資料になっておりますので、基本は、今、日本で手に入るアカデミーに関する一番網羅的な資料はあれだと思います。

御質問の部分ですね。政治的中立性という議論ですが、これは極めて難しい概念です。少なくとも学術におけるクオリティーコントロールですね。それは研究の場合であれば皆さん研究者の方ならば当然御存じのように、ピアレビューを基本にするわけでありますが、学術会議、アカデミーも基本的にはそのスタイルになるわけです。そのピアの中で専門家の中での議論を尽くした形で取りまとめるということになります。

ただ、国によっては必ずしもそうではない事例もあるかに見えます。例えばロシアなどはアカデミーと政府が対立をすることは起こっているようですし、そのときに、政府から見ればアカデミーは中立ではないというように見えるのだろーと思えます。ですから、政治的中立性を政府からの距離で測定するという言い方をした場合には、対立はあり得るので、大変定義が難しい概念である。この点については、それぞれの国がそれぞれの工夫をしているのだろーと思えます。

例えばイギリスでロイヤルソサイエティの提言ペーパーがありますが、そのペーパーのところにただし書がついておりました。非常に面白くて、この政府への提言を取りまとめる際に、政府とはいろいろと協議をしたと書いてあります。しかし、一旦ドラフトが出来上がってからは政府関係者は一切これを読んでいない、そして、このたび初めて公開されるのだという形で、そのことをわざわざ断っておりますから、ということは、そういうことが過去にあったのだろーと思えます。そういう意味で、極めてセンシティブな問題なので、一律にこうであるという回答のできるものではなく、各国がそれぞれの国の事情に応じてつくり上げていくものと理解するのが妥当ではないかと思えます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 ありがとうございます。

一律にどうするというものではないというのは私も理解しています。各国の事情に応じてつくり上げているものだと思いますけれども、それにしても個別

にどうやられているのかは実際に聞いてみないと推測だけでは分からないこともあるので、いろいろリサーチして情報を集めた結果、日本はこうあるべきと議論したほうが慎重に議論ができるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 今の瀧澤先生の問、それから、小林先生の御説明を伺って一言。外国で補足的な調査をしていくに当たって、こういったことを聞き、どのように進める、これはまさに学術会議と相談を始めているところなので、その中でということだと思いますけれども、事務局も中立性・独立性・自律性、そういったことが恐らく学術会議にとって一番大事で、小林先生たちがおっしゃっているとおり、各国いろいろなやり方の中でそれぞれそういったものが維持されるようにしているということだと思っています。だから、瀧澤先生がおっしゃったとおり、何か一律にこうやったらいいというのが外国で聞いて出てくるといことではないと思うのですけれども、イギリスならばイギリスでこうしている、アメリカならばアメリカでと、それが分かるだけでも大分いいと思いますので、今の瀧澤先生の方向性、少しお預かりして調整してみたいと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

佐々木委員が16時35分ぐらいに退席されるという話ですけれども、佐々木委員、この後、学術会議から10分プレゼンテーションがありますけれども、その後に御発言でよろしいでしょうか。それとも、もうお時間がないようでしたらこのタイミングで、事前に資料は読んでいただいていると思うのですけれども、どちらにしましょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 九大の佐々木です。

私、この後にすぐ大学での講義がありますので、退席させていただきますので、その前に3点手短に発言させていただきます。

まず、日本学術会議さんからの御説明、本当にどうもありがとうございます。今回、海外のアカデミーと比較しながら、日本のアカデミーの在り方を考え直し、再定義する貴重な機会をいただいていると改めて感じました。アカデミアの一員として、このチャンスをうまく生かせればと私も感じました。

2点目でございますけれども、私も大学人の一人として考えますのは、他の独立行政法人とは、日本学術会議のミッションや使命が本質的に異なるということでございます。日本学術会議は日本を代表するトップ研究者が集まって、分野を超えてサイエンスについて議論したり、世界や日本のあるべき姿につい

て大所高所から議論できる貴重な場のはずです。ですから、行政の一翼を担う組織とは異なりますので、重過ぎない組織や制度にさせていただく必要があると改めて感じました。

3点目でございますけれども、先ほどの資料にもありましたように、海外のアカデミーと比較いたしますと、日本学術会議の場合は提言や助言の機能にフォーカスしているところがユニークな特徴だと言えます。昨今、世界が地政学的にも非常に複雑になりつつある中で、日本のアカデミアを代表する日本学術会議が果たせる役割は、むしろ大きくなりつつあると感じます。我々がコロナ禍で直面した大きな課題の一つは、日本が地理的、距離的に欧米などの主要国から離れていて、世界の頭脳循環から取り残されつつあることであります。国際交流をこれから再加速する中で、政府が前面に出ると国益が前面に出がちですし、民間企業の場合は個社の利益が出がちです。それに対して、日本学術会議の場合は、ニュートラルな立場で国際交流ができるところが強みだと思います。日本の科学技術政策の中でも若手研究者の海外武者修行などの重要性が強調されていますので、特に若手研究者の国際交流促進などは、新生日本学術会議の活動の目玉になると思いますし、円安で費用的にも厳しい取組ですが、政府からも応援していただけるように感じました。

私からは3点、手短ですけれども、以上です。ありがとうございました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

佐々木委員はそろそろ講義がおありということで、ぎりぎりまでお入りになってください。その後、退席されてください。ありがとうございました。

それでは、引き続き学術会議から、4月に声明が出されていますけれども、それに関しての説明をお願いいたします。

○日比谷副会長 佐々木先生、ありがとうございました。

それでは、4月の総会で決定した声明について、次に御説明をいたします。

副題にございますように、私どもは国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーでありたいと強く願っております。その観点から決定した声明と御理解をいただければと思います。

最初の2つの段落は、より良い役割発揮に始まり、特命担当大臣決定、有識者懇談会、それから、これともう一つのワーキング・グループの設置などについて経緯の説明です。

3段落目と4段落目ですが、どのような改革も学術の発展及びその成果を通じて国民と世界に真に資すべきである、このような観点を学術会議は堅持しております。2つのワーキング・グループでは、このような観点から、ぜひ議論を深めていただきたいと思います。私どもは社会から求められる役割を十分に発揮したいとの強い気持ちを持っておりますので、それが可能になるような制

度設計を検討していただきたいとお願いいたします。2つのワーキング・グループには参画をし、これから、今までもそうですけれども、主体的に意見を述べてまいります。

再三申し上げておりますように、5要件の制度的な保障は設置形態にかかわらず不可欠です。現在の学術会議はそれらを満たした組織となっておりまして、法人化イコール5要件の自律性・独立性の強化を意味するわけではないと考えております。それらがどのように担保されるかが最も重要です。

昨年12月の総会で参考資料32にございますが、声明を決定し、懸念を指摘しました。その後、特命担当大臣決定が出ましたが、それらが全て解消されたとは言えないため、今般4月の総会で問題点を指摘し、議論をいたしました。その際の総会資料は学術会議ウェブサイトにはアップしておりますので、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

5段落目以降ですが、今後の具体的な検討に当たって重要と考える3点を述べています。

1点目は、より良い役割発揮につながるような改革をお願いしたい。政府への勧告機能も含む実質的な機能の確保、それから、国家財政支出を中心とした安定した十分な財政基盤の確保、この点は有識者懇談会中間報告でも政府が必要な財政的支援を継続して行うことの重要性が確認されています。

2点目は、このワーキング・グループのテーマですが、組織・制度については、再三申し上げているように、政府からの自律性・独立性が重要です。時に政府の方針に批判的であることも必要ですから、独立性を徹底的に担保し、法人化する場合でも確保されるべきと要請をしております。

それから、佐々木先生はもうお出になりましたけれども、先ほど重過ぎないということ御指摘を先取りしてしてくださったのですけれども、ガバナンスの制度があまりに重過ぎてしまいますと、迅速、また、柔軟な活動をかえって阻害しかねませんので、学術会議の目的、機能、特に規模に見合った制度をぜひ御検討いただきたいと思います。

3点目は、会員選考で、コ・オプテーション方式及び会員による会長の選出が不可欠です。このたびの選考で様々な試みを行い、効果が現れていると考えておりまして、次回、また、それ以降も学術会議が自律的・独立的に会員を選考し、方法も決定すべきと考えております。

声明については以上です。

続いて、活動に関する評価ですが、こちらは参考資料40に入っております。

本ワーキング・グループの瀧澤委員もそのお一人でしたけれども、このたび、25期3年目の活動状況についての評価をいただいております。時間も限られているので、詳しくは申し上げませんが、次回に自主的な改革としてどの

ようなことを行ってきたかを御説明する際に、この中で御指摘を受けていることも含めながらお話ししたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

前回のワーキング・グループで、藤川委員から、学術会議はこれまでもずっと自主的な改革を行ってきた、それに関してぜひ説明いただきたいというお話がありましたけれども、今回はそれはなしで。

○日比谷副会長 3回目にそれをお話ししたいと思っております。

○五十嵐主査 分かりました。

藤川委員、よろしいですか。

○藤川委員 はい。

○五十嵐主査 分かりました。では、次回ということでよろしいですね。

それでは、次回説明していただくということで。

学術会議から、4月に出した声明の説明がございました。前回のワーキング・グループで私からも皆さんに確認しましたとおり、これはまた去年の有識者懇談会でも確認していますけれども、独立性・自律性が現在以上に確保され、国民から求められる機能が十分に発揮されるような制度設計が行われるべきであると。これはもう有識者懇談会でもこのワーキングでも、前提として確認しているところです。ですから、学術会議が心配しなくてもよいように、学術会議での意見を十分に聞きながら進めていくと、それがこの会議のスタンスです。何度も繰り返しになりますけれども、それは御理解いただければと思います。

○日比谷副会長 こちらからもしつこくて申し訳ないのですが、ぜひよろしく願いいたします。

○五十嵐主査 そこは委員の皆様、それが前提でこの会議があるということですのでよろしいですね。それは一致した意見です。

(総務省入室)

○五十嵐主査 まず、議論の前に、議題2といたしまして、独立行政法人制度について、総務省様からヒアリングを行います。

それでは、説明をお願いいたします。

○佐藤管理官 総務省行政管理局の佐藤と申します。

独立行政法人制度について、簡単に概要を御説明申し上げます。

資料3ですが、1ページ目は制度の趣旨、狙いのようなこと、2ページ目は法

人の一覧です。3 ページ目は、主な仕組みについて3 点に整理して御説明します。最後の4 ページ目は目標管理の仕組みということで、独立行政法人の評価の仕組みです。これらについて御説明したいと思います。

1 ページ目は、まず独立行政法人制度の経緯ですが、平成13年1 月の中央省庁等改革の一環としてできた制度でして、行政における企画立案部門と実施部門を分離する、実施部門に法人格を与える、そして運営裁量を与えることによって、政策実施のパフォーマンスを向上させるという目的で導入されたものです。主務大臣が独立行政法人を通じて政策実施サイクルに一貫して責任を持つ仕組みとなっておりまして、したがって、主務省は自らの政策目的を遂行するために独立行政法人に対して明確なミッションを付与するとともに、独立行政法人はそのビジョンの実現に向けてヒト・モノ・カネといった資源配分を自律的・弾力的に運用することを可能にするといったことなどにより、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図っているものです。

次のパラグラフに書いているのは、独立行政法人の定義です。独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一部主体に独占して行わせることが必要であるもの、そういったものを効果的・効率的に行わせるために設立される法人です。その共通的な制度は、独立行政法人通則法で定められています。個別の法人の名称や業務範囲等は、各府省が所管する個別の根拠法があり、そこに定められています。

現在法人数は87ありますが、この特性に応じまして以下の3 類型に整理上分けています。一番多いのが中期目標管理法人、次は国立研究開発法人、そして、行政執行法人です。中期目標管理法人は、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的としており、次の国立研究開発法人は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的とするということで、目的が違いますので、目標・計画期間も中期目標管理法人は3 ～5 年、国立研究開発法人は5 ～7 年としている制度になっています。

2 ページ目は、独立行政法人の一覧です。なお、記載しているこれらの法人以外にも、独立行政法人ではありませんが、それぞれの法人の事情によりまして、独立行政法人通則法の一部の規定を準用している法人があると承知しています。

3 ページ目は、「独立行政法人制度の主な仕組み」ということで、3 つに分けて御紹介しますが、1 つ目は、「①業務の質の向上・効率性」という観点です。ここで、まず「主務大臣による一元的な目標管理と第三者によるチェック」という仕組みになっています。つまり、主務大臣が目標を策定して、評価して、見直しをするということ、それから、第三者としての独立行政法人評価制度委員会

があり、この委員会によるチェックの仕組みを取っているのが特徴です。これは後ほどより詳しく御説明したいと思います。

その次の箇所ですが、独立行政法人制度は企業的経営手法によって業務、財務運営を行うとされています。業績主義に基づく人事管理といたしまして、法人の長は主務大臣から指示された目標の達成が責務ですが、法人の長の任期は原則として中期目標・中長期目標の期間と合わせる仕組みにすることによりまして、目標の達成に関する法人の長の責務を明確化しています。また、法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならないと法律で定められています。これを踏まえ、役員の退職手当の額は、主務大臣による評価結果に応じて決定する業績勘案率という率を用いて算出することとしております。また、職員についても、給与はその職員の勤務成績が考慮されなければならないことや、職員の給与及び退職手当の支給の基準は法人の業務の業績などを考慮して定めることが法定されています。

次に、独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によるとされています。企業会計原則を完全にそのまま適用するわけではなく、独立行政法人の性格に応じて多少修正を行っていますが、発生主義や複式簿記といった手法は導入しているものです。こうした会計原則に基づいて貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成し、主務大臣の承認を受けるという仕組みになっています。

次に、会計監査については、小規模な法人を除きということで、これは資本金100億円かつ負債の部200億円以下の法人は除いていまして、会社法においても資本金と負債の部の金額による基準によって会計監査は除外されていますので、それに類似した仕組みですけれども、小規模な法人を除いて会計監査人による会計監査を受けることとしています。会計監査人は、主務大臣が選任する公認会計士又は監査法人であり、こうした職業会計人による監査を原則として義務づけることで、独立行政法人の財務諸表の真実性を高めるものです。

次に、監事については、独立行政法人は主務大臣が任命する監事の監査を受けることとしています。監事による監査は、財務内容等の監査も含めまして、法人の業務の能率的かつ効果的な運営を確保するための監査として行われます。監事には役員や職員に対する報告聴取、調査権限のほか、役員の不正行為やそのおそれ等について主務大臣への報告義務があります。

次に、役員が任務を怠ったときの損害賠償責任が法定されています。

また、不要財産が生じた場合の国庫納付義務も課せられています。

次に②に移り、「②自律的な業務運営の確保」ですが、独立行政法人は法人の長に権限を集中させるということで、その法人の長の責任を明確化する仕組みを取っています。理事の任命権は法人の長が有しています。そして、法人の長は

理事に対して、また、主務大臣は法人の長に対して、その職務執行が不適當で法人の業績が悪化した場合であって、その者に引き続き職務を行わせることが適切ではないと認めるときは解任ができるとしております。それから、法人の長及び監事の任命権は主務大臣が有しており、法人の長及び監事は主務大臣が任命します。

また、独立行政法人に対する主務大臣の過剰な関与を排除する仕組みとしてあります。したがって、主務大臣の関与事項は法令で規定することとしています。このため、特殊法人について一般的に多く見られる主務大臣によるいわゆる一般監督規定は、独立行政法人においては規定されていないところです。ただし、独立行政法人は政策実施機能を担う法人ですので、法人の長の任命権や解任権、目標策定・評価などこれまで御説明した事項のほかに、業務方法書の主務大臣の認可、一定の場合の是正措置命令、主務大臣の立入検査など、こうした明確化された主務大臣の権限は有しています。これらの適切な行使によって、主務大臣は行政責任を果たしていくという仕組みになっています。

次に③に移り、「③業務の透明性の確保」ですが、広範な、様々な公表を行うこととされている事項があり、それに加えて、役職員の報酬・給与については各法人で定めることになっていますが、その水準について、実績や職員給与に関する国家公務員の給与水準との比較、妥当性の説明を毎年度公表することになっています。

4 ページ目は、「独立行政法人の目標管理の仕組み」です。これは1 ページ目の3つの類型のうち、中期目標管理法と国立研究開発法人の場合について御説明申し上げます。独立行政法人について、よく評価制度が注目されるわけですが、この評価の取組は、最初は主務大臣が独立行政法人に対して目標を策定して、それを指示するところから始まります。主務大臣の目標に定める事項は、左上の吹き出しの形になっているところに記載しているとおりですが、元々独立行政法人は公共上の事務等を効果的・効率的に行わせるための法人ですので、「効果的」に関連性が高い項目として、中期目標管理法であれば「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、国立研究開発法人であれば「研究開発の成果の最大化、その他の業務の質の向上に関する事項」を目標に定めるということになっております。それから、「効率的」に関連性が高い項目として、「業務運営の効率化に関する事項」を定め、それから、「財務内容の改善に関する事項」を定めることになっています。「その他業務運営に関する重要事項」としては、例えば人事に関する計画などがありますが、法人の業務の内容等を踏まえて、主務大臣が必要と考える様々なことが考えられます。なお、国立研究開発法人は、主務大臣の中長期目標については科学技術基本計画等の国家戦略又は国の諸政策に関する方針に基づいたものとする

という方針を閣議決定等により明確化しているところです。

では、この目標を指示されて法人はどうするかについては、法人は指示された目標を達成するために、中期目標管理法人は中期計画、国立研究開発法人は中長期計画を作成して、主務大臣の認可を受けます。その中期計画又は中長期計画においては、業務の質の向上や業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置を定めることとなります。また、予算や財務面に関わるものとして、全ての独立行政法人に共通する事柄であり、投入する公費の使途等の透明性や主務省における予算要求、不要財産の国庫納付義務、個別の財務統制上の主務大臣認可などにも関わるものですので、人件費の見積りを含む予算、収支計画、資金計画等々、中期計画又は中長期計画に定めるべき具体的な事項が法定されています。

そして、独立行政法人は中長期計画に基づいて各年度で年度計画を定めることとなります。そして業務を遂行して、主務大臣は指示した目標に照らして独立行政法人の業務の実績を評価することとなります。この主務大臣の評価は毎年度行われ、評価の結果を業務運営の改善に適切に反映することになっております。また、その目標の期間の最終年度には、期間全体を通じた業績の見込み評価を行います。

図に書いてありますとおり、主務大臣はそれぞれの評価結果に基づいて、必要と認めるときは業務改善命令を行うことができますとしています。

目標期間終了時には、独立行政法人の業務・組織全体の見直しを行うことになっています。この見直しは、事務・事業の廃止や移管あるいは法人そのものの存廃も含めた全般にわたる検討を行うものです。その検討の結果に基づいて、主務大臣は所要の措置を講ずるものとしており、また、次の目標の策定にも反映することができるものです。

評価結果に基づく主務大臣の見直しの事例としては、例えばPFI事業を導入して施設の運営を民間事業者に委託する一方、施設運営に従事していた人的資源を他の政策課題に投入するといった例があります。そして、そうした主務大臣の見直しのほか、法人の業務の見直しにもこの評価結果が使われています。

なお、毎年度の評価と最終年度の見込み評価の違いについては、目標期間中の業務運営は基本的には法人の自主性・自律性に委ねられますので、毎年度の評価においては主務大臣の責任の下で必要な進捗管理を行うという観点から、その時点の目標の達成状況の確認や、業務運営上の課題の抽出を行うなどしており、一方で、最終年度の見込み評価は、その結果を事務・事業の継続や組織存続の必要性など全般の検討や次の目標策定に活用するために行っています。

以上のように、政策責任者である主務大臣が政策実施機能を担う独立行政法人の目標策定、評価、評価結果に基づく見直し、次の目標への反映を一貫して担

うということで、PDCAサイクルを確立して、政策実施機能を最大限発揮させようというものです。

そして、資料の下部に※で記載していますが、国立研究開発法人の研究開発に関する事項は、主務大臣における中長期目標の策定・評価に関して、事前に各府省に設置される国立研究開発法人審議会の意見を聴くこととしています。

また、資料の左側の「総務大臣」が目標の策定・評価の指針を定めるという箇所についても、研究開発に関する事項については、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議が総務大臣の求めに応じて指針案を作成するという仕組みになっています。

駆け足でしたが、以上です。

○五十嵐主査 丁寧な説明をありがとうございました。

今回のヒアリングは、このワーキングで新しい学術会議の組織・制度の基本的なスキームを検討するに当たって、他の法人制度の理解を深めるために行っているものでございます。そのような観点から、ぜひとも議論をお願いできればと思います。御意見、御質問はございますでしょうか。

藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 会計士の藤川です。

監事、審議会の委員などもしております。実際にそういう評価に外から中から関わってみると、事前に日本学術会議の方から、あまり重過ぎないガバナンス、面倒なことはなるべく避けたいというところがおありなのかと、そういうことを今日もおっしゃっていたと思うのですが、4ページの図でいいますと、見込み評価というものが、先ほど、目的が違うのでという話はあったのですが、実際にやってみると、この見込み評価が割と毎年の積み重ねを平準化するような手続のための手続みたいなことになってしまっている面があって、これは実務上、今日は独法の仕組みについて議論する場ではないと思うのですが、実際はこういったものが過重めの手続かという感じがします。一般事業会社で考えれば、毎年計画を立てたものに対して実績はどうだったのかということと、中期の計画が大体あるので、毎年やっていく過程で中期の達成度合いがどれぐらいかを見ているので、それで1回で済むのではないかという気がします。特に最終年度前のところの評価と最終年度の評価の2回同じようなことをしなければいけないという点が煩わしさを感じました。その辺りは今、どのようにお考えなのか。

もう一点なのですが、監事の制度なのですが、監事については、基本、定数は個別法で決めていらっしゃるかと思います。法人によって常勤がいたり、非常勤がいたり、常勤3人というところもあれば非常勤2人しかいないというところもあって、それは個別に決めているところだとは思いますが、

実際にやってみて、あるいはほかの監事の方々とお話ししていて、非常勤だけはきついなというような御意見は非常にあります。私も別の組織、独法ではないですけれども、非常勤だけでやっているところは非常に監事監査としては厳しいというところを感じております。その辺りについても総務省としてどういうポリシーなのかと。同じ独法であっても、もちろん環境や大きさなどは違うのだけれども、監事がやる監査の負荷はそれなりに重いものがあるので、非常勤はきついという感想があるので、何かコメントをいただけたらと、日本学術会議の組織・制度においても参考になるような御意見をいただけたらと思います。お願いいたします。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

では、総務省から回答をよろしいですか。よろしくお願いします。

○谷口管理官 ありがとうございます。総務省で独立行政法人評価を担当しております管理官の谷口と申します。

1点目の、年度評価に加えて見込み評価という仕組みが過重な負担ではないかという御指摘についてお答えします。見込み評価は、先ほど説明がありましたように、中期目標期間又は中長期目標期間にどれほど達成したか、それを踏まえて次の目標期間に向けてどういう目標を定めるか、組織・業務をどのように見直していくか、そうしたことを行っていくのが独立行政法人制度の肝ですが、そのための非常に重要な材料となるのが見込み評価です。見込み評価は、結果的には年度評価積み重ねという形になってしまうかもしれませんが、あくまでも年度評価は目標達成に向けて毎年どういった進捗があるかを確認しつつ、主務大臣において必要な措置を講ずるためのツールでありまして、両者は両方とも主務大臣の目標管理の下では必要不可欠なものであらうと考えております。

○佐藤管理官 補足させていただきますと、評価制度の見込み評価について、普通の事業会社と異なるのは、もともと独立行政法人制度ができる前は、特殊法人についてそもそもその組織がどうなのか、肥大化しているのではないかとという国民的議論もあって独立行政法人制度が作られていますので、毎年度の評価だけではなく、業務の継続や組織の存続の必要性の検討などその組織の意義を考える節目は必要であるという制度設計になっていると思います。

そして、監事についてですが、常勤とするか非常勤とするか、各府省においてその法人ごとに実態に応じて任命いただいていると思います。なかなか非常勤だと難しいことがあるという御指摘かもしれませんが、非常勤だからこそ監事を務めていただけるケースなど、それぞれ任命する際の事情はあるかと思っておりますので、なかなか一概に申し上げるのは難しいかと思っております。

○五十嵐主査 藤川委員、監事に関してよろしいですか。

○藤川委員 私も思うところはありますが、御回答はそういうことなの

だということは承りました。

○五十嵐主査 小林先生、どうぞ。

○小林アドバイザー 大変勉強になりました。私は国立大学法人のほうの理事をやっておりましたので、似たような中期計画のようなことで、一番優秀な職員と一番優秀な研究者がその対応に駆り出されることによって消耗しており、何とかできないものかとずっと悩んだ記憶がありますので、それを思い出しました。

教えていただきたいのは、企画立案部門と実施部門を分離するということですね。ということは、こういう独立行政法人が行う仕事は、この企画立案機能と実施機能が分離できることが前提になっているということですね。そして、分離した上で実施機能の部分を独立行政法人に委ねるという立てつけですから、事柄の性質上は、両者は一応区別できるということだという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤管理官 資料に記載している中央省庁等改革のときの考え方について、ここで言う「企画立案部門」は、要するに、各府省という意味での企画立案部門というイメージです。このため、実施部門の分離というのは、各府省から独立して、一定の裁量があり、しかしPDCAサイクルを回して効率的に実施していこう、それらを、分けてやっていこうということです。

各法人においても当然企画立案される方はいますので、その法人の中で分離するといった意味ではなく、大きく政府全体の中で、企画立案と実施部門を分離して、企画立案部門の方は、中央省庁再編を行ったわけですが、実施部門はこうした効率的な運営をするという改革したというものです。お答えになっていないかもしれませんが。

○小林アドバイザー よく分かりました。だから、政府が企画できない事柄はこういう仕組みに乗らないということですね。簡単にいえば、政府の府省の企画と違うような話はこの仕組みではできないということですね。今の御説明だと論理的にはそうなりますね。

○佐藤管理官 回りくどいお答えになるかもしれませんが、資料の1ページの定義の説明部分に、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって」とあり、これが元々の出発点ですので、極めて行政的な役割ということになります。

○小林アドバイザー 公共財の提供という観点で今、整理されたのですけれども、政府が全ての公共財を独占しているわけではないので、そういう意味では、政府のできない公共財の提供の場面においては、このスキームはあまりうまく合わないねという議論でよろしいかと。答えにくいですか。

○佐藤管理官 一概にお答えが難しいですけども、独立行政法人の事例では

ありませんが、例えば鉄道については、鉄道政策は国交省が担っています。ただ、そのルールに従って、今、民営化されているJRも鉄道事業を行っているということです。それぞれ国と民間や、国と独立行政法人など、役割は多様なかと思います。

○小林アドバイザー 分かりました。それ以上はいいです。

○五十嵐主査 大久保先生、どうぞ。

○大久保第一副部長 ありがとうございます。

明確に説明していただきまして、改めて独法は国の政策の実施部門であるので、主務大臣が評価を行い、さらに、総務省でぶら下げている評価委員会が評価を行うという形で、国がきちんとコミットメントする仕組みになっているとわかりました。ですから、独法には様々な多様な組織があるけれども、共通して中期目標を主務大臣が定めて、その実施を確実にするために評価するという点で、日学とは全く性質が異なることを改めて確認いたしました。

そこで、質問ですけれども、私自身も評価に係る審議会に関わっているのに、改めて聞くのも恐縮ですけれども、評価は何に活用するのかということです。S、A、B、Cといった評価を行っていますけれども、これは実際に何のために行うのか。予算にどのように影響するのかということも含めて、実際の活用方法を教えてください。それが1点です。

2点目は、全員の制度理解をよりよくするために伺うのですけれども、独法に関しては、会計検査院による監査があるのかどうか。あるのであればそれに加えて、ないのであれば会計監査人の監査に加えて評価制度がある趣旨について、どちらも効率性の向上が主目的ということですので、そのすみ分けのようなものがありましたら伺いたいと思います。

以上です。

○谷口管理官 御質問ありがとうございます。

1点目の評価結果がどのように活用されているかという質問については、先ほどの、主務大臣の見直しのための材料ということ以外では、法律上も、独立行政法人は評価の結果を業務運営の改善に反映させなければならないとされておりまして、さらに、どのように反映させたかを公表しなければならないということになっています。

また、高い評価を得たときにどのようなものがあるかという御趣旨であれば、制度上は、高い評価を得たからといって何か法人にとってメリットがあるという仕組みはありません。ただし、例えば閣議決定で決まっているのは、役員の退職金について、金額の算定にあたり評価の評定を用いて決定する値を使った計算式にして、評価結果を活用しているということがあります。これら以外にも、どのように活用するかは法人あるいは主務省の運用によるところですが、例え

ば、法人の内部の予算について傾斜をつけて配分する際に評価結果を活用している事例も、私どもは伺っているところです。

評価結果の活用については以上です。

○佐藤管理官 会計検査院が独立行政法人についても検査を行っているとは聞きますが、こういった具体的な権限で何を検査しているのかというところまでは、今、承知しておりません。

会計検査院が検査を行っているとして、独立行政法人制度における他のチェックの仕組みと重複するのではないかというお尋ねと思いますが、会計検査院は会計検査院の役割として検査を行っていると思いますので、そういう意味では重複はないというか、役割が違うものだと思います。例えば、独立行政法人の監事は業務の監査を行っており、それは会計についても対象に入ってくるわけですが、他方、会計監査人は置かれています。それは株式会社の場合であっても、監査役等がいて、別途会計監査人による会計監査が行われるということだと思いますので、それぞれの観点で必要なチェックが入る制度になっているということだと思います。

○大久保第一副部長 ありがとうございます。お時間のない中、すみません。

1点目につきまして、日学会長にはそもそも退職手当がありませんので、Sがついて退職手当が上がるということはないと思いました。

2点目は、役割分担がどうなっているのかというのを伺いたつもりなのですが、別の聞き方をしますと、先ほど言ったように、業務の効率化という観点から、監事が主務大臣任命になっている理由、これを教えてください。

○佐藤管理官 監事は独立行政法人の業務の適正な執行を確保するものと言うことができますが、業務は実際には理事などの役員もそれぞれの役割で行っており、理事などの役員は、理事長などの法人の長が任命します。法人の長が任命する理事などの役員と同じように監事も法人の長から任命されると、それは牽制効果が疑わしいという観点もあり、公正性・中立性を確保するために主務大臣から任命する仕組みにしています。

○大久保第一副部長 世の中の組織には監事は政府が任命していないものがたくさんありますが、今の御説明自体は内容は理解いたしました。ありがとうございます。

○五十嵐主査 今の質疑応答に対しての補足ですね。藤川委員。

○藤川委員 補足ですけれども、会計検査院は頻繁に入っております。問題があるとお金を返せと言われて、結構なお金を返したりもしております。全然観点が違いますので、会計検査院と会計監査人と監事とは全く役割はまず違うと。監事は、理事長は独任制で基本は独法は理事長に権限が全部集約している、それを大臣が任命しているので、その大臣が任命した理事長がちゃんとやってい

るのかということは、それは大臣が別の監事を任命して、その監事に理事長の業務執行の状況を見てもらうということだと私は理解しています。

○大久保第一副部長 基本的に国の政策実施機能を担うという点がポイントでそういう仕組みになっているという理解をいたしました。ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

日比谷先生。

○日比谷副会長 私も監事が主務大臣任命になっている理由を伺おうと思っておりまして、もうお答えいただきましたので、結構です。

○五十嵐主査 分かりました。ありがとうございました。

笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 事務方から恐縮です。

2点、今までと重なる部分も若干ありますが、教えてください。監事は組織の中にいる人で、会計検査院は外の人が見ています。今の御説明だと、なぜ監事は、例えば第三者監査委員会みたいな形で外部から行わないのかという話は、同じ主務大臣がバランスを取らせるために自分が任命して、したがって、組織の中に入っているという理解でよろしいのでしょうか。要するに、監事が外ではなくて内部に置かれている理由ということです。独法評価委員会のように外にあるのではなくてです。

もう一つは、さっきから評価が2種類あるというお話でした。お話を聞いていると、予算と直接関係してこないように聞こえていますけれども、したがって、例えば単年度の評価がいまいちというか、要改善みたいなものだったときに、翌年度の交付金が減るとか、そういうことではないのでしょうか。総務省マターかどうか分からないのですけれども、2点教えてください。

○五十嵐主査 お願いします。

○佐藤管理官 監事は、法人の業務が適正に行われているか、法人の業務が主務大臣から指示された目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているか、財務諸表等の記載は適切かなど、法人内の役員として確認する仕事で、監査の結果に基づき必要があるときには法人の長や主務大臣に意見を提出することができます。また、役員の不正行為やそのおそれ等については主務大臣への報告の義務があります。こうした機能は、法人としては必要なものだと思いますし、実際に監事をされている方の話を聞いていますと、法人内でよくコミュニケーションを取って業務運営の状況を把握されているなど、そういう監事としての職務遂行において努力を重ねられていると聞きますので、法人の外からのチェックもあってしかるべきですけれども、法人の中のチェックもあってしかるべきだということだと思います。

○谷口管理官 2点目の評価結果が予算の増減に関係するかということですが、制度上は関係しないということだと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

時間が押しているのですけれども、私も1点聞きたいことがあります。せっかく総務省さんが来られているので。特殊法人がございますね。多様な特殊法人があって、これも総務省さんの管轄ですけれども、それに関して、例えばいろいろな特殊法人がありますけれども、それに共通する理念とか、こうあるべきであるとか、あるいは制度的な枠組み、あとはガバナンスですね。特殊法人に関して、こういうものはあるのでしょうか。

○佐藤管理官 特殊法人については、本日説明した独立行政法人のような制度はありません。このため、総務省において特殊法人の制度を所管しているわけではありませんので、申し上げにくいところですが、承知している範囲で申し上げますと、「特殊法人」とは、法律により直接に設立される法人か、特別の法律により特別な設立行為をもって設立すべきものとされる法人であって独立行政法人ではないものを指すということで整理されています。

このうち最初の「法律により直接に設立される法人」は、かつて国鉄、電電公社、専売公社がありましたが、今は該当する法人はありません。また、「特別の法律により特別な設立行為をもって設立すべきものとされる法人」は、具体的には、政府が任命する設立委員が設立するものとされる法人を指していると理解されています。「特殊法人」とは、こうした設立行為に着目した分類ですので、共通的な制度的枠組みはありません。

特殊法人については、過去の経緯として、主務省による強い事前関与・統制による自律性等の欠如、事業運営の非効率等、不透明性、組織・業務の自己増殖等々、こうした問題がかつて非常に強く指摘されて、それを克服する行政主体として独立行政法人制度が設けられたほか、特殊法人は廃止や民営化等が進められたという経緯があります。このため、結果として現行の特殊法人は多様なものがありまして、一概に申し上げにくいのですが、現行の法人を見ますと、いわゆる一般監督規定などが設けられているものが多いという点では、国の関与が比較的強い法人が多いかと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

特殊法人を設立しようと思うと、この審査は総務省さんが行うということですね。

○佐藤管理官 特殊法人の新設や改廃の審査は、総務省の所掌事務とされています。独立行政法人制度が設けられるよりも前からこうした所掌事務があったのですが、昭和30年代に特殊法人が多く設立されて問題ではないかということで、例えば、国全体の行政に関する組織の姿として、国が行うべき業務か、特殊

法人が行うべき業務かなど、こうした整理を確認し整合的なものとなるように、審査の事務が設けられています。

○五十嵐主査 分かりました。

法人が行う業務の公共性であるとか、財政基盤とか、多様性や収益性、いろいろありますね。これから設立しようとするとき、そういったガバナンスも審査の対象になると考えていいのですか。

○佐藤管理官 一般論として申し上げますと、先ほど特殊法人の整理として申し上げたように、特殊法人は政府が設立委員を任命して設立する法人、つまり、政府が強制的に設立する法人ですから、国として必要な業務を合理的かつ能率的に遂行するために、それが行政の全体の姿の中で望ましいものになっているかを確認する必要があるということは言えると思います。そうした観点で審査を行っていると、政府が任命する設立委員が設立するとされている法人の業務としてそれがふさわしいのかどうかということは、必然的に審査することになります。また、一般的には、他の法人、国、地方などとの関係で業務や役割の重複がないかや、効率的・効果的に機能すると考えられる法人なのか、広い意味で「行政」の膨張にならないか、民業圧迫の懸念はないかなど、かつての特殊法人の改革の経緯にも照らして、こうした観点により審査を行っているものです。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

大久保先生、どうぞ。

○大久保第一副部長 ありがとうございます。

日学の組織形態を論じるときに、独法ではないので特殊法人という言い方をすることがあるのですが、特殊法人自体は法律の定義がない。総務省で使っていらっしゃるのは、今、おっしゃったようなことだと思えるのですが、日学の組織についていう場合には、直接特別の法律に基づいて設立される法人という意味で使っていると理解しております。

以上です。

○五十嵐主査 総務省さんもそういう考えですか。

笹川室長、どうですか。

○笹川室長 仮定の話なので、ここで総務省さんに聞いても答えづらいかと思います。

○五十嵐主査 分かりました。では、総務省さん、どうもありがとうございました。今日はいろいろ大変参考になりました。

(総務省退室)

○五十嵐主査 続きまして、議題の3番といたしまして、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）の宝野委員より説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○宝野委員 それでは、NIMSの概要を説明させていただきます。ポインターを使って説明しますので、スクリーンを御覧いただければと思います。

私ども、1956年に科学技術庁金属材料技術研究所、さらに10年後に科学技術庁無機材質研究所として創設されました。これが2001年に独立行政法人化され、合併しまして、物質・材料研究機構が独立行政法人として発足いたしました。その後、2015年に国立研究開発法人になったという経緯がございます。

当時のミッションによりまして、物質・材料科学技術に関する基礎・基盤研究、成果の普及及びその活用の促進、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成及び資質の向上とされておりましたが、2018年に科学技術・イノベーション法が制定されて、スタートアップに対する出資並びに人的・技術的援助等も加えられました。2016年に特定研究開発法人に指定していただきまして、それによって新たなミッションが加えられました。世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担うということです。

現在、NIMSでは運営費交付金を使いまして、7つの組織で基盤研究を進めておりますが、これは法人評価の観点から2つに分類しております。一つが社会課題解決のための研究開発、もう一つが技術革新を生み出すための基盤研究というように、研究活動を2つに分類している。これは後ほど説明しますが、法人評価に関することからこのようにしております。このように組織で研究を推進していくとしまして、研究者がその組織に籠もってしまうという可能性がございますので、組織横断型でチームを形成させて、明確な目標を持った研究を支援する、4つの重点課題を定めています。すなわち、カーボンニュートラル、バイオマテリアル、量子マテリアル、マテリアル循環です。それに加えて重要なことは、運営費交付金を使いまして、このようなミッション研究以外の自由発想研究も支援するということを行っています。

数字でざっと見ていただきますと、現在、定年制の研究職が372名、ポスドク等の任期制職員が252名となります。NIMSの特徴は、連携大学院で受け入れている博士課程の学生をNIMSジュニア研究員として直接雇用していることです。これらを加えますと、直接研究に従事しているのが750名余り、それから、技術、事務を加えますと、定年制職員が632名、任期制職員が928名で、1,500名余りがNIMSで業務に従事しております。国研時代は不可能だったのですが、独法化されてから企業との連携を積極的に推進しておりまして、現在215件の共同研究契約、9センターございます。学術連携も若手をNIMSの中で導入するために

積極的に行っておりまして、NIMS連携大学院や国際連携大学院等を推進しております。論文実績が年約1,500報で、定年制職員1人当たり3.8報、トップ10%論文比率、1%論文比率はいずれも国内の公的研究機関の中で最も高い数値になっているところ です。

これが皆様御関心をお持ちであろう総収入の年次推移でございます。国研時代、運営費交付金、2つの研究所を合わせますと163億円だったのですが、独法化されたときに運営費交付金13億を上積みしていただいて、176億円でスタートさせていただきました。ただし、それ以降、運営費交付金は毎年下がってまいりまして、2016年に120億まで下がっております。ただし、この独法化されて以降、競争的資金に応募することができるようになりまして、その不足分を競争的資金で補う、さらに、民間企業からの資金を積み重ねて、現在総収入が300億を超える水準になっているところでございます。

これが総収入を項目ごとに分けたものですが、運営費交付金が43%です。2022年については運営費交付金の前年度からの繰越しがありましたから、交付金比率が若干多くなっている状況です。さらに、補正予算です。公的競争的資金、それから、民間からの資金が14億程度、特許収入が5億あるというのが私どもの特徴です。この特許収入のうち3.5億を目的積立金として翌年度に繰越しをして、これをためていって、大きな用途に自由に使うことができます。その他として、前回議論になりましたが、寄附金が現在のところ4000万程度です。この運営費交付金の用途を見ますと、50%近くが人件費で使われておりまして、この運営費交付金からの研究費ですと41億円ですが、公的競争的資金を加えると比較的恵まれた研究費を確保できる状況でございます。

国研から独法に移行しまして、非常に顕著に変わったのが、理事長のリーダーシップが求められ、ミッション達成に向けて柔軟、迅速、自主的・自立的なマネジメントが可能になっていることです。特に自立的・自主的という点は私どもの感覚として間違いないと思っております。それから、運営費交付金の使途が法人に委ねられておりますので、かなり裁量がございますし、人事や組織編成が自由に行える。それから、職員数や給与額に縛りはありません。継承職員などと言われますが、実はルール上そういったものはございませんので、先ほどお見せしたように総事業費が上がっていますから、私どもは事務職の定員を増やそうと考えているところです。

一方で、効率化が求められます。人件費を除く一般管理費及び業務経費の削減目標1.23%以上を目標と定めております。効率化により生じる運営費交付金節減額の一部と自己収入は目的積立金として繰越しが可能でございます。

それから、今日も話題になっています評価なのですが、研究、研究成果の発信、業務効率化、財務内容、業務運営という項目が評価されます。この後ろ3つ

の項目はほとんどB評価ですね。これは変えようがない。ですから、変えようとすると、この研究の部分、研究成果の発信の部分ですから、先ほど御説明したように、研究項目を2つにしたということでございます。割かれる労力は大きいのですが、ルーチン化すると統計値を年度更新するとか、前年度に試みた新しいことを訴えるとか、そういったことで、慣れてくると毎年やっていくのはそれほど苦痛ではないと言えます。

私どもがいつも不思議に思っているのが、この労力をかけた評価結果がどう使われているのかということです。先ほども説明がありましたが、実際に役員の退職金に影響するということは事実です。でも、それを職員に説明すると、職員がやる気をなくしますから、ここが非常に難しい。みんなにこれは重大だから頑張れと言っているのですけれども、私自身、自分の退職金のために頑張れとは決して職員に言えない。ですから、我々としては運営費交付金に反映されるような評価であれば、もっと頑張ろうもあるだろうと思います。

これはNIMSにおける論文の被引用の世界ランキングですが、独法化時点はここで、独法化以降、どんどん上がってまいりまして、最高が世界ランキングで12位です。それ以降、下がっていますが、これは御存じのように日本の研究機関共通の問題でございます。ただし、他機関と比べまして、NIMSの下がり方は比較的穏やかであるということでございます。

私ども人口が減っている中で、マテリアル分野の優秀人材確保を最優先の課題としておりまして、例えばブランディング戦略とか、大学との連携で人材エコシステムを構築するとか、国際化ですね。それを積極的に取り組んでいるところですが、あとは研究職の業績評価に基づく処遇というののも徹底してやっております。これは年齢に対する年収の最高と最低額ですが、33歳ぐらいで就職しますと、大体差がございません。これが10年後の45歳になると、最高700万を超える差が出てまいります。これは業績評価に基づいた処遇をメリハリをつけて行っているという結果でございます。

NIMSのガバナンスについて触れさせていただきますと、私どもは文部科学大臣の下にございまして、主務大臣の定めた中長期目標にしたがって業務を行なっていくということになってはいますが、この目標というのは我々自身で提案していくものです。余人が中長期目標を作るというのは不可能ですね。それから、監事2名の任命は文部科学大臣でございまして、理事長も文部科学大臣の指名でございます。監事は先ほども議論がありましたが、内部にありますから、全ての経営上の会議に出席して理事長の目付役として機能する。それから、1名は研究職出身ですから、NIMSの内部をよく知っている人材、もう一人は非常勤ですが、公認会計士ですので、私どもが日常的に会計上で相談するようなことも多々ございますので、非常にうまく機能していると考えている次第です。

それから、理事長のリーダーシップが求められているところですが、この監事と理事長はほぼ対等の関係にございます。緊張感を持って経営を行っているところです。経営企画はURAを活用しておりまして、豊富な経験を持ったURAが経営企画で司令塔としていろいろな企画を立案していったって、そこで経営陣で練って、各研究センターで執行していただく、そういった体制を取っております。

外部評価に加えまして、私ども、外部の有識者からいろいろアドバイスをいただく仕組みを持っておりまして、アドバイザリーボード、それから、内部で運営費交付金ですけれども、進めていくプロジェクトのレビューを外部委員にお願いして、そういった意見を反映させながらかじ取りを行っているところでございます。

以上でございます。

○五十嵐主査 宝野委員、説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、御意見、御質問等はございますか。

では、先に永里委員、どうぞ。

○永里委員 説明ありがとうございます。

国立研究開発法人のこの今日の御説明で、大変成功しているいい例だと思います。それを踏まえた上であえて質問させてください。実は国立研究開発法人になったおかげでいろいろといいことはあったけれども、逆にやりづらくなったことがあるのかどうか1点。

それから、素材や材料というのは国力の源泉なのですが、この研究開発というのはデュアルユースにもつながっていくのですけれども、その辺については何かお考えはありますか。

○宝野委員 まず、やりづらくなったことがあるかということに関しまして、私は思いません。というのは、国研時代というのは、例えば出張一つ自由でできないとか、海外出張は前年度に申請しておかなければいけない、それから、民間企業と共同研究ができないなど、いろいろな制約がございました。私、大学である期間研究して、国研に移ったのですけれども、移った当時は驚きばかりでした。それが2001年に独法化されて、どんどん元来研究機関としてあるべき姿になっていったと感じており、特段ネガティブなものは見いだせません。もちろん評価が大変とか、そういったことはあると思いますが、予算を国から頂いた限りは評価なしというのはあり得ないと思いますし、それは税金を使わせていただいているから国民への説明の一環としてやっているという意識です。

デュアルユースに関しましては、私どもは特に研究職員に制約を与えることはしておりません。例えば防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に応募したいとか、あるいは米軍関係機関との共同研究を行いたいという希望があるときは、私どもは事前に審査を行います。防衛三原則というものを確立しておりま

して、一つは、それが基礎研究であるか、成果がNIMSに帰属するか、成果を公表できるかどうかを審査して、この3つの条件を満たす場合は、個人の判断によって応募しても良いということにしております。それに対して特段制約を加えるとか、それをエンカレッジすることも行っておりません。

○永里委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 小林先生。

○小林アドバイザー ありがとうございます。

私も大阪大学の理事をやっていたので、産学連携による自由なお金の獲得というのは大変成功されているというのはよく分かりました。ただ、学術会議というのは、研究機関ではないということですね。したがって、研究者を雇用も一切していないのです。そこはまず御理解いただいていると思うのですが、一切研究者を雇用していないのです。研究機関ではないのです。そして、産学連携などをするときには、当然ノンディスクロージャーアグリーメントといって保秘契約をするのです。研究成果の途中のプロセスにおいて全部は公開しないという形のものを、ちゃんとアグリーメントをつくっていくわけです。そうしないと、営利企業である産業界のお金などはそんなに簡単に出せませんのでね。それで、学術会議というのはNP0で、そして、これは原則公開なのです。だから、ノンディスクロージャーアグリーメントなどは到底結べない。したがって、いわゆる通常の意味での産学連携はほとんど不可能。寄附が精いっぱいですので、基幹的な活動経費にそういうものを頼りにするというのは非常に難しいだろうと思います。

そういう意味では、私も国立大学法人とか、そういう法人化したものをマネジしたわけですから、分かるのですが、アカデミーというのは既存の組織と比較して議論できるようなタイプの組織ではない、ものすごくユニークなものであらうと思います。金を出すけれども口は出さないという議論は、実は例えば文化政策とか、そういうところでは、世界で普通に行われている考え方です。文部科学省のサイトの中で各国の文化政策というページがあります。それを御覧になれば、例えばイギリスはどうしているか。アーツ・カウンシルというところが政府のお金を芸術活動に配るという形で政府の干渉を遮断しているわけです。それはアートや学術というものはそういうものだ、そのように扱うのが一番発展する方策なのだという長い人類の歴史の中で培われたような考え方、それをやっているわけです。ですから、私はこれを「文明の作法」だと25期のときには書きましたが、そういう考え方がある極めてユニークな組織であることが前提であって、だから、今日の独立行政法人は全く参考にならない、そして、NIMSのような立派な研究開発法人も残念ながら参考にならない、多分国立大学法人も参考にならないということになってしまいます。

例外はあります。例えばロシアや中国はアカデミーと言いながら、その下に研究組織や機関を持っています。それから、大学を持っています。そういう大きなコングロマリットのような形で動いているアカデミーはあります。そのようなタイプのアカデミーの場合には大学や研究開発法人などをいろいろと参考にすることができますが、例えばロイヤルソサイエティーとか、そういうところはそのような構造にはなっていない。

今の日本の学術会議も、英語名称はサイエンス・カウンシル・オブ・ジャパンなのです。アカデミーではないのです。カウンシルと使っていたというのは、設立の初期には、恐らくイギリスのアーツ・カウンシルのようなものを念頭に置かれていたのではないかと推測はします。そこは証拠はありません。でも、カウンシルをわざわざ使ったということは、国から独立した極めてユニークな組織が念頭に置かれていた。そういう意味では、芸術文化セクターと同じようなニュアンスがイギリスから伝わったのではないかと。ここは推測ですので、これだけを強調するというのもアンバランスかもしれませんが、少なくとも既存の組織で普通に参考にできるような構造にならないということだけは強調しておきたいと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

昨年 of 懇談会でもそういう議論は随分してきましたが、今の御意見に対して宝野委員から何か。

○宝野委員 アカデミアについての御教示をいただき、ありがとうございます。非常に参考になります。

今日、私が御紹介したのは、研究開発法人の一例を紹介をしてくれという事務局からの依頼を受けてNIMSの紹介をただけであって、それに対してうちは研究開発法人でないから全く参考にならないと言われましても、そうです、おっしゃるとおりですねとしか答えようがありません。これを参考にしてほしいと言っているつもりでもございません。

先ほどから日本学術会議というのは非常にユニークな組織であるということ を強調しておられますから、そのユニークな組織に合ったような法人を目指されていかれてはどうかと思います。それについて参考にならないということでしたら、それで結構です。

○五十嵐主査 永里委員。

○永里委員 企業人としては、参考にしたいと思います。今の枠組みの中では何もできないということは分かりました。御説明でよく分かりました。だから、何かできるような法人化を考えようではないかと私たち企業人は考えます。そういうことです。要するに、今の枠組みのまものがんじがらめでは駄目ではないですかと言いたいのです。

○五十嵐主査 瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 どうもありがとうございます。

私も小林先生の御心配はよく分かります。先ほどの総務省の御説明を聞いていますと、本来国がやるべき公共サービスを代行している性格が強いのだと思います。ですから、研究開発法人であっても、中期目標の策定や主務大臣が強く関わってくるということだと思いますので、基本的にこの仕組みを学術会議に取り入れるというのにはあり得ないのだろうというのには私も感じているところではあります。

宝野先生に1点お伺いしたいのですが、2名の監事の方のうちの一人は公認会計士さんで、もう一人は研究職出身ということなのですけれども、主務大臣の任命とはいいいながら、もともとNIMSの研究職であった方を事実上は中から推薦する形で、それで主務大臣に選任されているという、実際上はそのような運用でやられているのでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○宝野委員 おっしゃるとおりでございます。

○瀧澤委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 では、小幡委員、手が挙がっております。

○小幡委員 宝野先生、ありがとうございました。ご説明いただいたように、独法になって大変成功された例ということかと思います。

先ほどからの意見にもありますように、独立行政法人というのは、私も特殊法人改革、独法誕生のときに関わらせていただきましたが、基本的には、国から業務だけを切り離して、それを独法にやらせるというスタイルでできていると思います。そこで、先ほど総務省から説明があったようないろいろな仕組み、評価、計画・目標づくりなどの制度ができているわけです。国立開発法人は初めから研究があるので普通の行政執行法人とは違うのではないかと思っていたのですが、その後の改正で、一応は別のくくりになりましたので、まだよくなったかと思いますが、それでも独法の全体の仕組みの中に入っているのです、本当の意味での基盤的研究などを考えるとやりにくい面もあるのではないかと思っていたのですが。それはともかくとして、1点お伺いしたいのですが、寄附が4000万ぐらいというお話だったかと思います。日本はどうも寄附文化がなかなか育っていない状況があるので、寄附を取ってくればよいというのは、言うはやさしいのですが、なかなか難しいのが現実ではないかと思うのですが、そこを伺えればと思います。

○宝野委員 これまで寄附金に関しては積極的には取り組んでおりませんでした。大学は長年寄附を集めておられて、卒業生もおられるということで、近年、盛んに試みておられて、大学によってはそれなりの実績を持っておられるとこ

ろもあると思うのですけれども、私どもは本年度からようやく寄附金についても積極的に取り組んでいこうというところで、先ほどお示ししました数値は2022年の数値で、これまで積極的に取り組んでこなかった場合の数値でございます。

○小幡委員 まだ可能性は今後あるということですか。

○宝野委員 はい。特に我々、連携大学院を通して博士課程の学生を160名受け入れておりますから、例えば彼らの生活支援とか、入学金、授業料の支援等に寄附金の一部を充てたいと考えているところです。

○小幡委員 もう一点、研究職の職員、つまり、研究者自身を740名も抱えていらっしゃるのでしょうか、常勤ですね。

○宝野委員 常勤は定年制研究職372名プラスポスドク252名で、そのトータルです。それで、NIMSジュニア研究員は常駐しておりますが、大学院生で、その一部を雇用しておりますので、100%フルタイムでないと。

○小幡委員 フルタイムの常勤の研究者が500人以上いらっしゃるかと。

○宝野委員 そうです。

○小幡委員 そうすると、先ほどから、独立行政法人というのは、学術会議とは違い過ぎるというイメージを皆さん持たれていると思うのですが、学術会議の場合、常勤研究者はいないので、独法の退職金などという話も関係ありませんし、組織体制はかなり根本的に違うと思います。ただ、いろいろな法人が日本ではあって、このようになっているということを今日はお聞きしたということで、今後、私としてはぜひ海外のアカデミーとの比較をきちんとしていただいて、恥ずかしくないような日本のナショナル・アカデミーにしていければよいと思っております。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

日比谷先生。

○日比谷副会長 評価について詳しく御説明くださいますと、ありがとうございます。

それに関連して2点お伺いしたいのですけれども、主務大臣による評価で、3と4と5はいつもBだとおっしゃっていましたがけれども、主務大臣は何に基づいて評価をなさるのか、評価の基準のようなものが明確にあるのかが1点目です。

2点目は、それに先立って、貴法人では自己評価をなさっているのだと思いますけれども、その場合にどのような組織、手続で行っているか、規定等があるか、内容はどのようなものか、時間も限られておりますけれども、御教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○五十嵐主査 宝野委員、よろしくお願いいたします。

○宝野委員 評価の基準は標準でBです。ですから、それよりも優れている、特に優れているということと加点していくことができるのですけれども、事務ですと、間違いを犯さず着実にやっていると通常Bで、そのような結果になるということです。そこで、非常にAやSに相当する評価を得るためには、特別なことをしなければ実現できないというところです。

自己評価は、もちろん私どもは評価資料を用意して自己評価を行うのですが、その評価を受けた後で評価結果が異なる。通常は低くなるのですけれども、まれに自己評価よりも高い点数がついたようなこともあるということでございます。

○五十嵐主査 よろしいですか。ありがとうございました。

原田委員、どうぞ。

○原田委員 私個人のというよりは、独法制度の運用について少しだけ今の点についてコメントさしあげますと、評価については、私どもの委員会で評価の指針を定めています。このように評価してくださいよというおおむねの方針を定めた上で、各主務大臣、そして、各法人で評価をしてもらっています。多くの方々が評価に関して関心をお持ちなのだろうと思うのですけれども、もともと独法の通則法が改正された際に、私が委員を務めている独立行政法人評価制度委員会の役割として、目標にもう少しコミットしてほしいという形で制度設計がなされました。それは評価をする際には、どういう目標を定めているのかが不明確であると評価がなかなかできないというのが、独法制度のちょっと前までの運用から得られた反省でございました。それゆえに、PDCAサイクルを回していくに当たっては、Pのところをしっかりいろいろなコメントをしていくという制度設計、立てつけがよかろうという形で、今、制度設計に基づいて運用しているところです。

それと、監事監査と会計検査院の関係、これは重複しているのではないかということですが、役割といいますか、目的が違ふとしか言えないかと思います。独法制度で非常に重要なポイントは、宝野理事長のお話もありました理事長のリーダーシップを高める、そして、リーダーシップを高めることによって各種リソースを中期的あるいは長期的に運用ができる、そういうことが法人制度の運用としてよかろうということで制度設計をしたわけですが、そうなりますと、理事長の権限が大きくなる。それを日常的にコミュニケーションを取りながらチェックをしていく体制という形で監事が設けられたということです。会計検査院というのは、従来から特殊法人であれ、国の行政機関であれ、何らかの効率的ではないような会計支出があればそれをチェックするというものでございますので、これは目的が違ふと捉えるべきだろうと思いますし、私が聞いている限りでいうと、監事の方々と理事長あるいは理事の方々がしつ

かりコミュニケーションを取ることは、法人全体の運営にとってプラスになっていると認識しています。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

宝野委員、特に何か今のコメントに関して。

○宝野委員 特にございません。全くおっしゃるとおりです。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

それでは、笹川室長。

○笹川室長 時間も迫っているところすみません。事務方からヒアリングの趣旨を最後に一言確認させていただきたいのと、宝野先生に質問でございます。

まず、今回、それから、次回もいろいろな法人類型からヒアリングを考えています。それはまさに宝野先生や小幡先生がおっしゃったとおり、直接役に立つかどうかは別としていろいろな実例を共通認識として持った上で、学術会議がより自律性・独立性を高めて活躍していくにふさわしい制度をつくっていかうということです。何かをコピーするためにやっているとか、そういうことではありません。それは前々から学術会議にも申し上げているとおりでございます。

それから、永里先生がおっしゃったとおり、まさに現状ありきでこのままでいいという話ではなくて、よくするためにどうするかという改革なので、その材料を見ているということでもございます。もちろん変なものを追加するところくなことになるので、そのフィージビリティも考えていくということなのかと思いました。海外も、アメリカは大分違うという話がありました。まずは幅広く共通認識を得てから議論を進めていくということかと思っています。それが前提です。

宝野先生に質問なのですが、今も話に出ましたリーダーシップのところでは。今の学術会議の形態と比較し出すと議論が混乱するので、純粋に独法あるいはNIMSということでお伺いしますが、基本的に理事長は研究者的な方が座られるのが普通の形だと思っています。そういう中で、今、小幡先生からあったような寄附金を集める話とか、あるいは産学連携的にいろいろなところとコミュニケーションを取っていくということになると、必ずしも研究者としての資質だけではうまくいかないのではないかという気持ちもいたします。一方で、懇談会やワーキングでも話がありましたが、戦略企画室だとか、あるいは戦略スタッフのようなものが必要だというお話もありました。その辺りは宝野先生御自身はいろいろ兼ね備えて、御自分でもマネジメント能力があるのだと思いますけれども、こういった一般的に研究法人的なところでそういうマネジメント的な力を補うためにどのようなことが考えられるのか、お願いします。

○宝野委員 私どもが今、取り組んでいるのが、事務職の採用に非常に力を入れ始めています。最近、大学等においてもかなり、例えば東京大学であれば東京大学の卒業生が事務職として入ってくるというようなことを聞いておりますし、我々特定研発法人として新しい試みを行うときに高い資質の事務職が必要だと感じており、最近、採用を積極的に行っております。それから、処遇の改善等も検討しています。

経営企画等において非常に重要なのが、大学ではURAと呼んでおられますが、我々はUではありませんから、リサーチアドミニストレーターですね。最近我々は、長くファンディングエージェンシーにおられて、それから、大学でもURAの経験を積まれた方を採用して、その方に研究企画等で中心になっていただいています。そういった専門職が非常に重要になると思います。

我々のところで研究職、エンジニア、それから、URAは今、エンジニア職として採っているのですけれども、処遇が全く同じです。ですから、例えば給与を比較したとき、一番上にいるのがエンジニア、次に研究職、エンジニアといったような並びになったこともございます。そういったことで、あらゆる職種で高い資質の方々に来ていただこうと給与制度の改定等も含めて努力しているところです。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

大変活発な議論で非常にいいと思っているのですけれども、もう予定の時間になりました。しかしせっかくですので、議題の4番として、その他法人について、これも笹川室長のほうで準備してございます。これは学術会議から様々な法人形態について広めに認識を共有したいという希望があって、公共性を有しつつ独立性も認められている法人形態として、NHKと日本銀行と日本弁護士連合会、この3つに関して笹川室長のほうで資料を準備してございますので、説明をお願いいたします。

○笹川室長 手短に御紹介させていただきます。

まず、NHKです。きっかけはそういうことで、恣意的に選んだというよりは、学術会議からのお話もあり、公共性が高く、独立性がたかそうなものを3つ選んできたということです。NHKは、放送法の規定で設立された特殊法人です。公共の福祉のために、全国にあまねく放送を普及させ、豊かでよい番組による放送を行うことを使命としています。放送法では、NHKが自主的にそういった使命を達成できるように、ほかの特殊法人に比べると行政による関与を減らしているという説明になっています。一方で、財源である受信料、これは国民・視聴者が負担するということで、行政による関与の代わりに国民視聴者の代表である国会が関与する仕組みになっています。

それで、資料5の1枚目ですけれども、具体的には意思決定機関である経営

委員会、これは総理任命で、国会両院の同意が必要となる同意人事です。会長、監査委員は経営委員会が任命する。副会長、理事は経営委員会の同意を得て会長が任命する。受信料を含めたNHKの毎年度の収支予算というか、事業計画は、これは総務大臣が意見を付して内閣を経て国会に提出して、国会の審議を得るということになっています。財政的には基本的に受信料で賄うということなので、政府のお金は入っていないと承知しています。それから、毎事業年度の業務報告書をつくって、監査委員会の意見書を付して、総務大臣経由で内閣を得て国会に出していく。監査委員会の委員は経営委員会が任命して、監査委員会は役員の職務の執行を監査するという仕組みになっているということです。

駆け足ですが、NHKはそのような感じです。

それから、日銀です。これは日本銀行法の規定によって設立された認可法人です。戦前からの最初のきっかけのところは太政官布告みたいなものが出てくるのですが、いずれにしても認可法人でございます。今の日銀法では、日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は尊重されなければならない、日銀の業務運営における自主性は十分配慮されなければならないと書いてあって、金融政策の独立性、業務運営の自律性が定められているということになっています。結果として、役員の身分保障とか、予算は財務大臣認可になっているのですが、全部ではなくて、業務の用に供する不動産の取得に要する経費、これは認可の対象外ということになっているようです。ただ、一方で、金融政策が政府の経済政策の基本方針と整合的なものになるように、常に政府と連携を密にし、十分な意思疎通を図らなければならないと条文で書いてあって、その結果として、いわゆる金融政策決定会合には政府の代表者が必要に応じて出席して意見を述べる、議案を提出すること、議決の次回会合までの延期といったことを求めることができるということが法律上決まっています。

役員人事は資料5の2枚目にあるとおりで、総裁を含めた政策委員については、内閣任命で国会同意人事となっています。監事は内閣任命、理事、参与は政策委員会の推薦に基づいた財務大臣任命です。財源は、出資金というものがあって、政府が55%出しています。これは法律上そのようになっています。毎年度の運営に要する経費は業務による収入により賄われているので、政府からお金が出ていくということではないと聞いています。それから、毎年1回業務の状況を記載した報告書をつくって、財務大臣経由で国会に提出する、説明を求められれば国会に出ていく、そのようになっています。

以上が日銀です。

最後、資料はなしですが、日弁連について申し上げます。こちらは弁護士法に基づいてつくられた法人、ある意味で民間法人で、特殊法人ということではございません。全国の弁護士会が設立するという立てつけに法律上はなっていま

す。弁護士法においては、日弁連の内部組織運営について細かく書いているわけではなくて、日弁連自らが組織運営に関する会則を定めて、役員についても会則に基づいて自ら選任するということになっています。ただ、会則でこういうことを定めろというのは法律上決まっています。運営財源については、会費やよく分からないですけども、登録料、その他の収入をもって支弁するとなっていて、ほとんどが会員の会費と聞いています。国費は一切入っていません。会費は結構高いみたいなのですけども、ここでは額は申し上げないでおきます。

それから、弁護士法上規定されている権限ですけども、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡、監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができるという規定がございます。ここも逆に言うと、勧告ということは言っていないのですけれども、調査の依頼ということは根拠が入っていると。

以上でございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

時間もかなり押していますので、学術会議からいろいろ御意見、御質問はあるかと思うのですが、よろしければ、次回もまたヒアリングの機会がありますので、そのときに質疑応答をさせていただければと思います。

本日は本当に長時間ありがとうございました。

整理しますと、本日はまず、学術会議から海外のナショナル・アカデミー、4月23日の学術会議総会の声明、外部評価書についての説明が行われました。ここに関して、本日ワーキングの冒頭で瀧澤委員から海外アカデミーに関しての調査に関して、具体例というのですか、さらに深くいろいろ聞かせてほしいという御発言がございました。小幡委員からもそういう話がありましたけれども、これに関しましては、事務局経由で瀧澤委員あるいは小幡委員と学術会議と御相談ということで、よろしいでしょうか。

○笹川室長 では、まずはそういうことでお願いいたします。

○五十嵐主査 よろしいですか。海外アカデミーに関して、瀧澤委員、どうですか。

○瀧澤委員 結構です。よろしくお願いします。

○日比谷副会長 まずは事務局からそれぞれの先生に、今日は時間も短かったので、御質問、御要望の趣旨を確認して、それを事務局から私のほうにお伝えくださったら対応を考えたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○笹川室長 五十嵐主査もそういう趣旨でおっしゃっているのかと思いましたので、それでよろしいかと思います。

○五十嵐主査 そういう趣旨です。これは海外アカデミーに限らずということ

ですか。この会議全体に関してということをおっしゃっているのですか。

○日比谷副会長 分かりました。取りあえず海外アカデミーについてです。

○五十嵐主査 瀧澤委員から強い要望があったと。まず、今日の話だけでは御理解し切れないということによろしいですか。

○笹川室長 もう少し御趣旨なども伺って、まさにこのようなこと先生方の御関心ということを経済会議に御相談さしあげて、どう聞くかも含めていろいろ相談させていただく、選考のほうもそうなのですけれども、そういうことかと。

○五十嵐主査 よろしいですか。

○日比谷副会長 まず、それぞれの委員に聞いていただければと思います。

○五十嵐主査 小林先生、何か。

○小林アドバイザー 先ほど瀧澤委員が政治的中立性というものを質問項目として例示されていたりするわけですね。こういうタイプの調査、正式な社会調査的なものを行うときは、それなりの手順を踏まなくてはいけないはずなのです。どういう文脈でこの議論を日本がやっていて、そして、なぜこういうことを知りたいのかということも相手にきちんと文書で伝えなければ、相手は本当に答えるかということ、微妙という問いも出てくると思います。これは学術的には社会調査の基本的なお作法ですので、そこをちゃんとやっておかないと、昔から知り合いだねというので立ち話に近いような形でメールのやり取りで答えがもらえるという、そういうタイプの調査ではないだろうと思うので、そこはきちんとした手順を踏むことをお考えいただきたいです。

○笹川室長 そういうことだと思います。ですから、学術会議には早くやろうよという話をしてくれているのです。

○小林アドバイザー 調査の主体は内閣府ですね。

○笹川室長 そこも御相談だと思います。やり方はいろいろあるのではないのでしょうか。1年半ぐらい前にやったときは、たしか我々がやって御協力いただいた形だったと思います。

○小林アドバイザー 主体の問題ですね。

○笹川室長 そこはいずれにしても相談させていただいてということかと。

○小林アドバイザー ワーキングか内閣府かどちらかが主体だと我々は理解しています。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

いずれにせよ、学術会議と事務局で相談していただいて、必要に応じて瀧澤委員や小幡委員の意見を聞いて、よろしく願います。それでは本日の主題ですけれども、法人制度の基本的なスキームを広く議論させていただくに当たり、総務省、宝野委員からヒアリングを行わせていただきました。ほかの法人制度の在り方についても一定の理解を深めることができたと考えております。事

事務局は本日の議論を整理しておいていただきたいと思います。

次回も引き続き関係機関からのヒアリングなどを行いながら進めていきたいと考えています。具体的な対象はまだ調整中ですが、国立大学法人あるいは私立大学法人に関してのヒアリングを考えています。

今回と次回でヒアリング対象となっている法人について、事務局には分かりやすい対照表もつくってこのワーキングに出していただけると、今後の議論もしやすいと考えています。よろしくお願いします。

本日の議題は、以上となります。大変お疲れさまでした。最後に3点御連絡させていただきます。

1点目ですが、本日の会議の議事要旨につきましては、事務局にて案を作成した上で、本日御出席いただいた皆様に、御自身の御発言部分について御確認いただき、御了解をいただいた後に速やかに公開させていただきます。お忙しい中、お手数をおかけいたしますけれども、速やかな議事要旨公表のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。この後、主査、事務局より本日の概要に関して記者ブリーフィングを実施予定でございます。事前に御連絡しておきます。会議での議論については、その場で説明したいと思います。

3点目です。次回の日程につきましては、事務局より御連絡させていただきます。

私からは以上となります。

本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。これで終わります。